

国土建整第115号

平成24年9月13日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

建設業においては、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）によりお知らせしているとおり、産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、発注者、元請企業、下請企業など関係者を挙げて、雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めているところです。

こうした取組を進めるに当たっては、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要ですが、その実現のためには、各段階ごとに課題を整理し、関係者による対策を講じることが必要です。

ついては、元請企業となる建設企業は、必要な法定福利費の確保と下請企業への社会保険等の加入指導等の両面から重要な役割を担うものであることから、下記について傘下の会員企業各位に周知していただくとともに、本通知の2で要請している次の①から④の取組が着実に行われるよう、傘下の会員企業各位に周知徹底いただくことをお願いいたします。また、会員企業内部において、工事の受注担当部局や専門工事業者の調達部門、加入指導を行う現場関係者等も含め、必要な部署に徹底されるよう、周知方お願いいたします。

- ①適正な法定福利費の確保
- ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
- ③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重
- ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底

併せて、貴団体におかれても法定福利費確保の方針を明確化するとともに、発注者団体への法定福利費確保の働きかけを行い、適正な法定福利費が確保されるよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

1. 社会保険等未加入対策における法定福利費確保の重要性

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要となる重要な制度です。このため、社会保険、労働保険は法律により一定の要件を満たす場合には必ず加入することが義務づけられる強制加入の方式がとられています。これらの保険料は建設企業が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる単位」に含まれる大変重要な経費です。

一方、建設投資の減少等により過度の価格競争が進むことで、本来固定費であるべき法定福利費ですら変動費化するような行き過ぎた競争の結果、請負額に法定福利費を適正に計上しない企業が競争上有利となって、適正に計上している企業が競争上不利となる矛盾した状態となっています。

こうした状況を踏まえ、現在、建設産業においては、関係者が一体となって社会保険未加入対策を進め、産業の持続的な発展に必要な人材の確保、公平で健全な競争環境の構築に取り組んでいるところですが、社会保険等への加入に当たっては、その前提として、法定福利費の適正な確保が課題です。

なお、国土交通省では、直轄工事における法定福利費について、土木工事では従来実態調査での支払額に基づく現場管理費への計上であったものを改め、本年4月から本来事業者が負担すべき額を予定価格に適切に反映できるよう、現場管理费率式の見直しを行いました。また、建築工事では、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、従来より予定価格に適切に反映しているところです。

2. 法定福利費の確保に向けた取組

元請企業となる建設企業には、発注者から受注する側面と、下請企業に発注する側面があります。下請企業に法定福利費が着実に支払われるようにするためには、それぞれの側面において以下の取組を行うことが不可欠ですので、ご理解と着実な取組をお願いいたします。

(1) 受注者・元請企業としての基本的立場（適正な法定福利費の確保）

法定福利費については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）において、社会保険や雇用保険の保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされ、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

また、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成24年7月。以下「元下間法令遵守ガイドライン」）では、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があるとされています。

これらを踏まえ、傘下の会員企業に対し、改めてこれらの点について十分認識していただき、受注・下請契約いずれの側面においても法定福利費は価格競争上の変動費として扱うべきではなく、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保さ

れるよう、営業担当者も含めて周知徹底方よろしく願いいたします。併せて、団体として契約の見積時から契約まで適正な法定福利費の確保に努める旨を、貴団体の加入促進計画等で明らかにされるようお願いいたします。

(2) 注文者との関係(適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施)

建設業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条第1項の規定により、請負契約の締結に際し、経費の内訳を明らかにして見積もりを行う努力義務が課せられており、同条第2項により、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならないこととされています。これを踏まえれば、見積もりの際、法定福利費についても経費の一環として適正に含んだ形で、内訳を明示した見積もりを行うことが適切です。

また、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」(平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)により、主要民間発注者に対し、建設工事の発注に当たって、

①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、

②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂く

ことについて、要請したところです。

については、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、法定福利費相当額を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結を発注者に求めていくよう周知いただくとともに、傘下の会員企業の取り組みを支えるため、貴団体から各発注者団体に対し、法定福利費の確保を要請するなど働きかけていただくようお願いいたします。

(3) 下請企業との関係①(法定福利費が内訳明示された見積書を尊重した下請契約の締結)

現在下請企業との請負契約においては、見積の際、法定福利費が明示されていないトン単価や平米単価に法定福利費を含めているなど、法定福利費の内訳が分かりにくい状況となっていることから、現在、各専門工事業団体に対し、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書等の作成を依頼しているところです(「専門工事業団体における標準見積書の作成について」(平成24年6月13日国土建整第48号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知))。

については、傘下の会員企業に対し、今後、見積時に適正な法定福利費の内訳が明示された見積書が下請企業から提示された場合には、これを尊重した建設工事の請負契約が締結されるよう周知をお願いいたします。

なお、元下間法令遵守ガイドラインにおいては、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあると

されているところです。

（４）下請負企業との関係②（社会保険加入の指導の徹底）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成２３年８月閣議決定）では、社会保険・労働保険に関する法令を遵守しない企業は不良・不適格業者として位置付けられています。

また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成２４年７月）では、元請企業に対し、その請け負った建設工事に従事するすべての下請企業に対する社会保険加入の指導等の徹底を求めるとともに、遅くとも平成２９年度以降の未加入事業者の排除を要請しているところです。

一方で、下請企業には、社会保険加入を求められるものの労務費が切り下げられるだけで必要な法定福利費が確保されないのではないか、安値を求める余り安全や技術が考慮されないのではないか、指し値発注や後払い・後契約が行われるのではないかといった不安が見られます。

については、傘下会員企業に対し、下請企業の選定や加入指導に当たっては、元請企業が必要な法定福利費を確保する一方でこういった下請企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入の指導等の徹底と、遅くとも平成２９年度以降の未加入事業者の排除に向け取り組みを進めていただくよう周知をお願いいたします。

<参 考>

○建設業法（昭和24年法律第100号）（粹）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

3 （略）

○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（平成23年8月）（粹）

「社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。」

○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月閣議決定）（粹）

「5 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

（1）不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指

すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ～ホ (略)

○中央建設業審議会提言（平成24年3月）（粋）

「法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべき」

○社会保険未加入対策推進協議会申し合わせ（平成24年6月）（粋）

「法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行う」

○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成24年7月）（粋）

「(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。」

○建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －（平成24年7月）（粋）

「12-2 社会保険・労働保険について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人は、見積書に法定福利費相当額を明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当」に該当するおそれがある。」

法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知（平成24年9月13日）の趣旨）

